

容器包装リサイクル法見直しに関する 私たちの意見を聞いてください

地球環境の保全、持続可能な発展に向け、循環型社会の形成が急務となっています。消費者に最も身近な環境問題であるごみ問題。その中でも重量で約2割、容積で約6割を占めると言われる容器包装廃棄物の減量・リサイクルを進めるための容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)も、今年で施行後10年を迎え、見直しのための議論が活発化しています。本ニュースレターは、以下の3点についてご理解を深めていただくため、本年6月までの予定で数回発行するものです。

- ・ 容器包装リサイクル法に関するPETボトル関連の取り組み
- ・ 容器包装リサイクル法の見直しの論点に関する考え
- ・ これからのPETボトルリサイクルのあり方に関する提案

第1回テーマ

容器包装リサイクル法とは ～ 特定事業者も努力しています～

CONTENTS

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 容器包装リサイクル法とは | 2 |
| (1) 容器包装リサイクル法の意義 | 2 |
| (2) 容器包装リサイクル法の基本的なしくみ | 2 |
| (3) 消費者の認知度が低い容器包装リサイクル法 | 3 |
| 2. 容器包装リサイクル法施行後のPETボトル | 4 |
| (1) PETボトルへのさまざまな誤解に対する回答 | 4 |
| (2) リサイクルシステム確立への業界の努力 | 5 |
| (3) リデュースなどへの取り組み | 6 |
| 3. 容器包装リサイクル法の見直しにあたり、基本として考えたいこと | 6 |
| 【インフォメーション】 | 7 |

1. 容器包装リサイクル法とは



(1) 容器包装リサイクル法の意義

一般廃棄物であるごみの収集や処理は、廃棄物処理法により市町村の固有事務となっています。しかしながら、生活スタイルの変化によるごみ量の増加と質の多様化により、ごみ処理施設や最終処分場の能力の逼迫が、各地の市町村で深刻な課題となっています。

容器包装リサイクル法制定以前から、多くの市町村では、新聞などの古紙類やびん・缶の分別収集を始めていましたが、再生資源の市場の動向により、安定的に市場に引き取られないことがあるのが課題でした。また、PETボトルやプラスチック製容器包装は、再生ルートが十分に整備されていない状態でした。

市町村のごみ処理・リサイクル事業に対し、事業者も責任の一端を担う我が国初の法律として、容器包装リサイ

クル法が制定されたのは平成 7 年のことです。そして平成 9 年度から同法に基づく市町村の分別収集が開始されたことにより、市町村は分別収集・リサイクル事業を安定的に推進することが可能となり、資源分別排出の行動を通じ、消費者の環境意識の向上にも寄与しています。

国土の狭い我が国では、最終処分場の確保が今後とも重要な課題となっていますが、容器包装リサイクル法制定時の平成 7 年度には 8.5 年程度であった全国市町村の最終処分場の残余年数も、平成 14 年度には 13.1 年に伸びています(図1)。これは、ごみ処理システムの高度化などの市町村の努力に加え、容器包装リサイクル法も最終処分場の逼迫の緩和に貢献したものと評価されています。

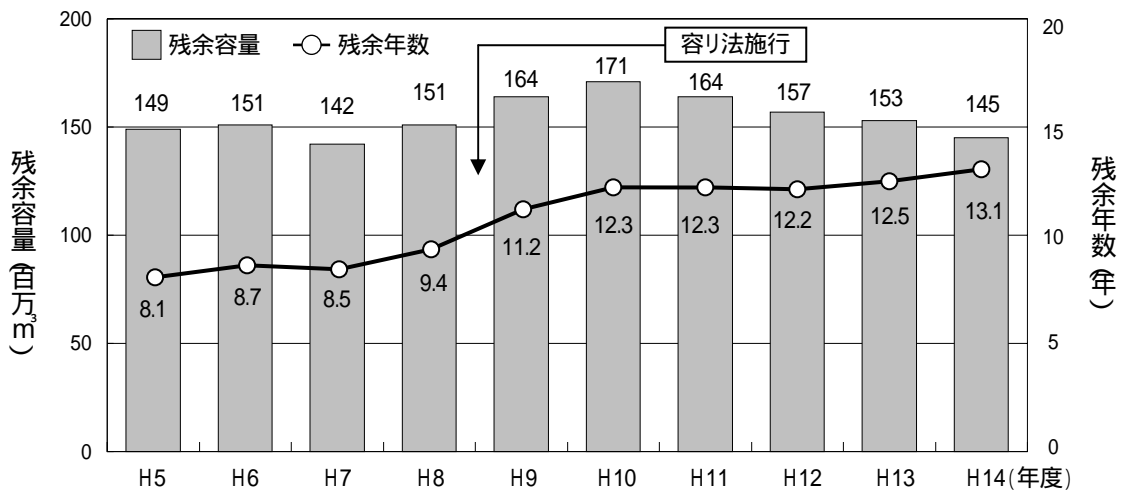


図1 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

出典:一般廃棄物の排出及び処理状況等(環境省)

(2) 容器包装リサイクル法の基本的なしくみ

容器包装リサイクル法の基本的なしくみは、市町村が分別収集する容器包装廃棄物の内、そのままでは有価で市場に流通できないものについて、その容器包装を使用した中身メーカーや容器を製造したボトルメーカーなどがリサイクル(再商品化)費用を負担し、円滑にリサイクルすることにあります。

再商品化費用を負担する事業者を特定事業者といい、

特定事業者による費用負担は、平成 9 年度よりガラスびんと PET ボトルを対象に始まり、平成 12 年度からはプラスチック製容器包装と紙製容器包装を対象を拡大して現在に至っています。

平成 15 年度における特定事業者全体の費用負担は約 400 億円、そのうち約 84 億円が PET ボトルの再商品化にかかる費用負担でした。

(3) 消費者の認知度が低い容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法が完全施行となった平成 12 年 (2000 年) は、循環型社会形成推進基本法が制定された年でもあり、国においても「循環型社会元年」と位置づけられています。以降、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法など、さまざまな法律が制定、施行されています。

昨今、国が行った調査によると、後から施行された家電リサイクル法や自動車リサイクル法に比べ、容器包装リサイクル法に対する消費者の認知度は低く、50%強にとどまっています(図 2)。これは、家電や自動車は消費者が直接リサイクル費用を支払うしくみであるのに対し、容器包装廃棄物は市町村の分別収集を通じ、間接的に費用を負担していることが大きな要因と考えられます。加えて、多くの消費者にとって数年に 1 度しか排出されない家

電や自動車に比べ、容器包装はあらゆる世代の消費者が日常的に排出し、分別収集されるものであり、そのリサイクルにおいて市町村や事業者がどのような役割を担っているか、かえって関心が払われていない面もあるでしょう。

しかし容器包装リサイクルは、消費者、市町村、および事業者の三者がそれぞれの役割を果たして初めて成立するものです。三者の役割分担のあり方については、現在進められている容器包装リサイクル法の見直し評価の中でも論点の 1 つとなっていますが、このような今だからこそ、これまでの 10 年の中で市町村や私たち事業者がどのような取り組みを行い、成果を上げてきたかについて、正しい理解を得たいと考えています。

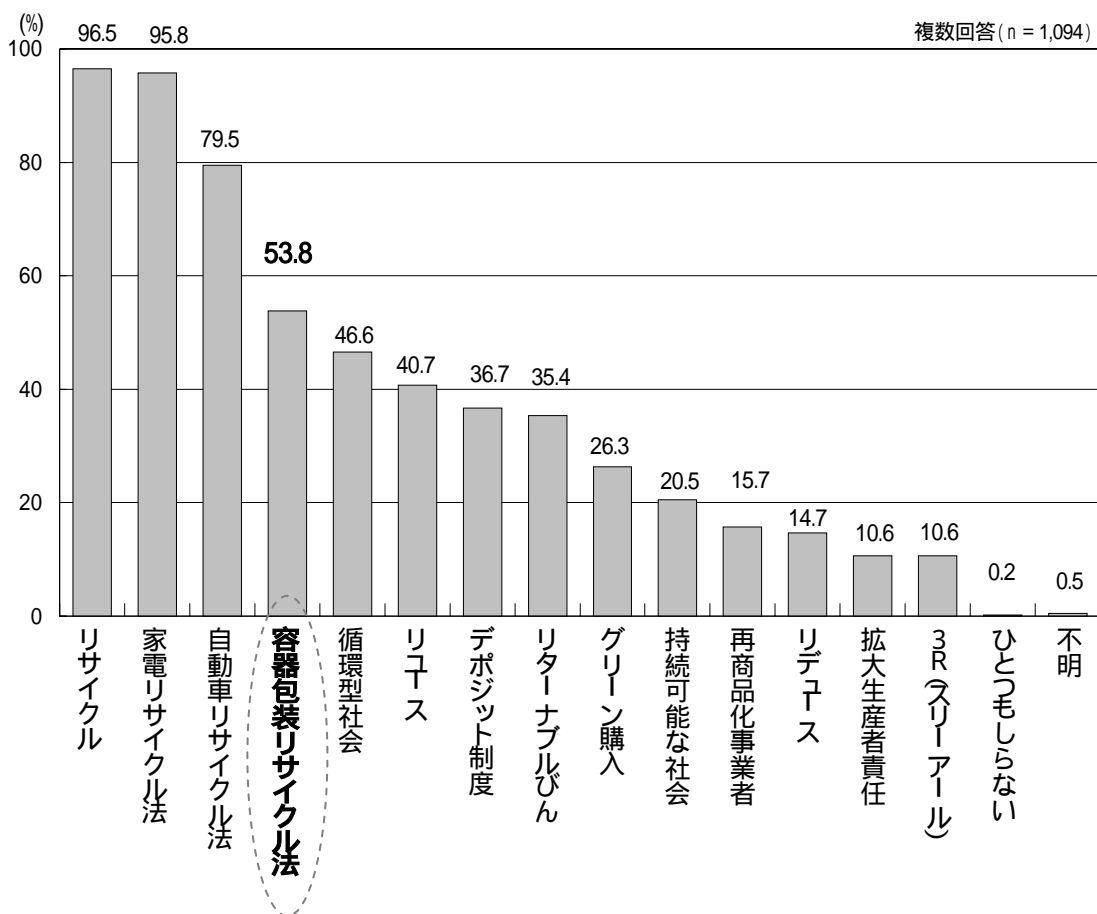
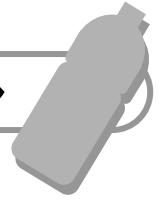


図2 消費者の容器包装リサイクル法の認知度

資料: 産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会
 第 18 回容器包装リサイクルワーキンググループ
 (17 年 4 月 8 日)別添資料8 - 1より

2. 容器包装リサイクル法施行後の PET ボトル



(1) PET ボトルへのさまざまな誤解に対する回答



PET ボトルは比較的新しく登場した容器であり、私たち事業者もさまざまな指摘を受けながら、日々リサイクルの推進に取り組んでいるところですが、中には誤解に基づく

指摘を受けることもあります。その例と私たちの回答を、以下に簡単にご紹介します。

安全性に関して

誤解

可塑剤などが使われ、安全でない。



PET ボトルには可塑剤などは入っていません。

誤解

焼却するとダイオキシンが発生したり、高温燃焼によって炉を傷めたりする。



塩素を含んでいないため、ダイオキシンの直接の発生原因にはなりません。また、燃焼カロリーは木材並みです。

事業者の姿勢に関して

誤解

事業者が売らんがために PET ボトル化を推進し、繰返し使えるリターナブルびんを駆逐した。



容器の変遷(びん 缶 PET ボトル)は、利便性に基づく消費者の選択の結果であり、リターナブルびんは容器包装リサイクル法施行以前から減少しています(図3)。

PET ボトルのリサイクルに関して

誤解

ごみとして廃棄される量が増えている。



回収率が急激に伸びた結果、ごみとなる PET ボトルの量は減少しています。

誤解

収集した PET ボトルがリサイクルされず、野積みされている



現在、PET ボトルのリサイクル施設は十分な能力が整備されています。

誤解

PET ボトルに戻らず、一回限りのリサイクルである。



PET ボトルを PET ボトルに戻す、「ボトル to ボトル」の完全循環型リサイクルシステムがスタートしています。

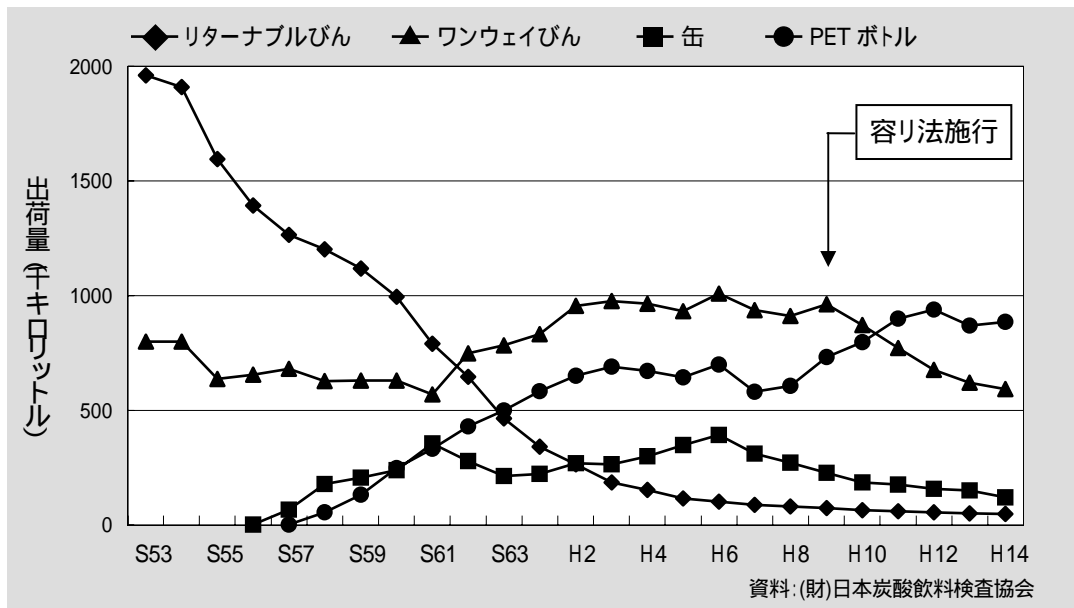


図3 炭酸飲料の容器別出荷量推移

(2) リサイクルシステム確立への業界の努力

容器包装リサイクル法に基づく PET ボトルの分別収集が開始された平成 9 年度には、10%弱だった PET ボトルの回収率は、消費者のご協力と市町村の分別収集の努力により、平成 15 年度には 61%に達し、世界的に見ても最高水準となりました。前述の誤解への回答にもあるように、平成 11 年度以降は、収集・リサイクルが確認されない PET ボトルの量は年々減少しています(図 4)。

この間、事業者は単に容器包装リサイクル法の再商品化委託費用を国の指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)に支払うだけでなく、リサイクルシステムの確立に向けて、さまざまな努力をしてきました。

1 点目は、受け皿となる再商品化施設能力の充実です。既存のインフラがあるびんや缶と異なり、PET ボトルのリサイクル基盤は、国などとも協力しながら新たに作り

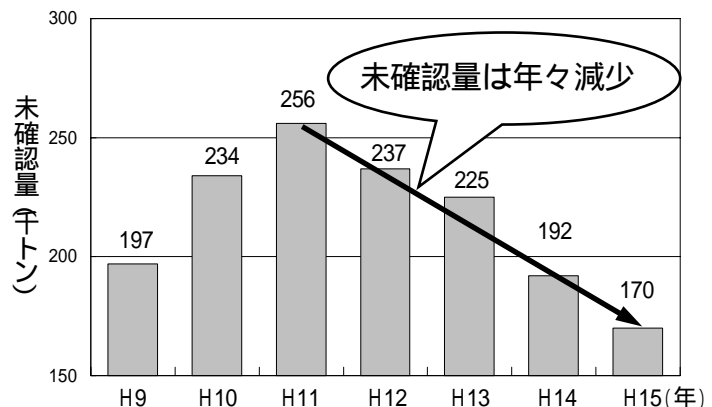
上げる必要がありました。事業者は、再商品化施設に関する技術的・資金的な援助に取り組み、容器包装リサイクル法以前には 10 社未満であった再商品化施設も、平成 16 年度には 60 社 73 施設にまで充実してきました。

2 点目は、PET ボトルそのものの環境配慮設計への努力です。業界では容器包装リサイクル法以前から、「自主設計ガイドライン」を制定し、ボトルへの着色の廃止を始め、ベースカップ、アルミキャップの廃止、ラベルの分離容易性の向上などを実施しました。例えばボトルの色は、各企業の製品のブランドイメージに関わる重要な部分であり、また、海外企業の協力が必要であるといった課題がありましたが、リサイクル推進のために各社の利害を超えて着色廃止に踏み切ったものです。

図 4 使用済み PET ボトルの未確認量の推移

**未確認量 =
収集が確認されていない量
(リサイクル、輸出、焼却、埋立など)**

資料: PET ボトルリサイクル推進協議会



(3) リデュースなどへの取り組み



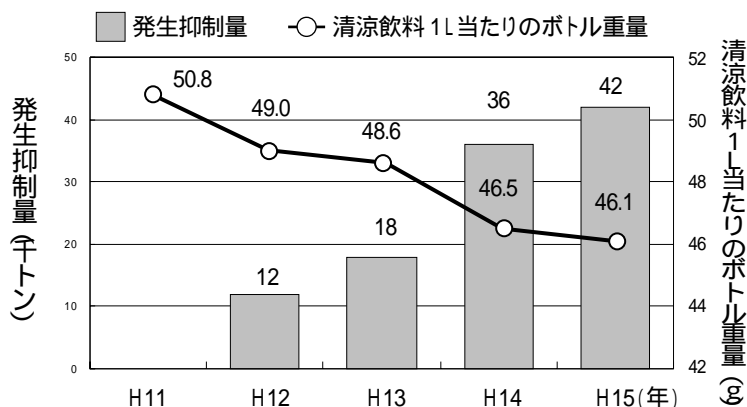
環境保全のためには、リサイクル以外にも原料そのものの使用量の削減も大事であり、業界はボトルの軽量化による発生抑制(リデュース)にも取り組んでいます。単に薄くするだけではなく、軽量化しつつ強度を保つためには、ボトル設計や成形加工の技術開発も必要であり、生産設備への投資も行ってきたところです。その結果、ボトルの単位重量は、平成11年から15年の4年間で約9.2%減少し、その間の累計で10万トン以上の資源が節約された計算となります(図5)。

また、PET ボトルは食品安全性の面から、そのまま洗ってボトルとして再使用(リユース)することが困難で、再生品の利用は、繊維やシートが中心でした。しかし平成16年度から、化学分解法によって、食品安全上の問題がない「ボトル to ボトル」のリサイクルが開始されました。この方式は、理論的には完全循環型リサイクルであり、実質なりユースとも言えます。PET ボトル関連業界は、その技術開発に対する援助と、ボトルの食品安全性確認の協力を行っています。

4年間累計で
10万トン以上の
リデュース

図5 清涼飲料1L当たりの
ボトル重量(右軸)と
発生抑制量(左軸)

資料:(社)全国清涼飲料工業会



3. 容器包装リサイクル法の見直しにあたり、 基本として考えたいこと(次回予告)



以上、簡単ではありますが、PET ボトルのリサイクルを支える容器包装リサイクル法のしくみと、私たち事業者の取り組みを改めてピックアップしました。私たち事業者は、PET ボトルが循環型社会の形成にふさわしい容器として消費者の皆さんに愛用いただけるよう、今後とも努力を続けていきます。

容器包装リサイクル法の基本は、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という役割分担にあります。次回のニューズレターでは、環境負荷の低減と社会コストの最小化という観点から、これらの役割分担に関する私たちの考え方をつたえる予定です。

インフォメーション

中央環境審議会 廃棄物・リサイクル拡大部会 容器包装リサイクルに関する拡大審議
第30回部会が4月26日に完了。次回拡大審議(第32回部会)は5月13日の予定。

産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキング
グループ第19回が4月21日に完了。第20回は5月19日の予定。

本件に関するお問い合わせ先

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 ニッケイビル2階

TEL. 03-3662-7591 FAX. 03-5623-2885

担当 / 新美(にいみ)

ホームページ <http://www.petbottle-rec.gr.jp>